

## 仕様書

- 1 件名  
ノートパソコンの廃棄
- 2 内容
  - (1) 廃棄台数  
170台
  - (2) データ消去  
ハードディスクを穿孔処理（四穴）により物理的に破壊し、破壊後、担当職員が目視による確認を受け、後日データ消去に係る証明書及び証明写真を提出すること。  
なお、ノートパソコンからのハードディスクの取り出しは、受注者が行うこと。
  - (3) 廃棄処理  
データ消去したノートパソコン（マウス、ACアダプタ等の付属品を含む。）を、産業廃棄物として法令等に基づき適切に廃棄処理し、後日廃棄に係る証明書を提出すること。
- 3 作業場所  
2（2）の作業は、信用基金事務室内の指定した場所で行うこと。
- 4 作業日程
  - (1) 令和2年4月末日までに、2（2）のデータ消去を行い、搬出を完了すること。
  - (2) 作業可能日時は、土日祝日を除く9時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。
  - (3) 作業日時については、事前に担当職員と協議すること。
- 5 その他
  - (1) 廃棄処理は、産業廃棄物収集運搬業の許可を区域管轄の都道府県知事または政令市長などより得ている業者が実施すること。
  - (2) 本業務の履行にあたり、知り得た情報を漏洩又は目的外に使用しないこと。
  - (3) 信用基金事務室内での作業及び搬出作業にあたっては、信用基金の業務に影響を与えないよう留意して実施すること。
  - (4) 受注者は、既存施設等を汚染又は損傷しないよう、必要に応じて適切な養生を行うこと。
  - (5) 本調達に疑義が生じた場合は、担当職員と協議し、対応すること。